

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
27	駐車場出入口設置に係る規制緩和	国土交通省	1～4

路外駐車場の構造及び技術的基準(出入口)

■ 駐車場法 (昭和32年法律第106号) (抄) (構造及び設備の基準)

第十一条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) その他の法令の規定の適用がある場合にはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

■ 駐車場法施行令 (昭和32年政令第340号) (抄) (自動車の出入口及び入口に関する技術的基準)

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口 (路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路 (道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。)) の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。) 及び入口 (路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)) に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分

ロ～ハ (略)

二～五 (略)

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分 (当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。) に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 前項第一号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ 交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分

ロ (略)

二 (略)

三・四 (略)

■ 道路交通法 (昭和35年法律第105号) (抄)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一 (略)

二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三 (略)

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分 (当該停留所又は停留場に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)

六 (略)

■指定都市市長会及び長崎市からの提案内容

○以下について、駐車場法施行令第7条第2項の適用除外の対象となるよう制度の緩和が必要。

- ・道路のまがりかどから5メートル以内 (平成28年度：指定都市市長会)
- ・安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分 (平成29年度：長崎市)
- ・路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分 (平成29年度：長崎市)

■提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- まがりかどや電停付近であっても現場の状況に応じて、路外駐車場出入口の設置が可能となるよう設置規制を緩和すべきではないか。(駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大等)
- 路外駐車場出入口の設置規制の緩和に当たっては、安全確保のための方策を一律に定めること等とはせずに、個々の道路状況等を踏まえた柔軟な対応を行えるような形にしていきたい。

■各府省からの第2次回答

駐車場法の出入口の設置規制について、当該規制が支障となった具体的な事例について、自治体に対しヒアリングを行ったところ。

今後、道路管理者及び交通管理者と、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策についてヒアリング結果を踏まえ、検討する。

検討の結果、道路の円滑かつ安全な交通の確保が可能な場合には、柔軟な対応を行うために、どのような措置が可能か検討していきたい。

【ヒアリング期間】
平成29年7月～8月

【ヒアリング方法】
平成28年度に行った駐車場の技術的基準に関するアンケート調査において支障事例があると回答した都市のうち、支障事例について具体的な記載があった16都市に対し、電話によるヒアリングを実施。

【ヒアリング結果】
具体的な回答があった都市（6都市）

支障のあった事例の内容	都市数
まがりかど	2都市
安全地帯	1都市
幅員6m未満の道路	3都市

今後の検討の進め方

- 交差点に係る大臣認定制度においては、道路の円滑かつ安全な交通を確保するため、下図のような対策を講じている事例がある。
- 今後、交差点に係る大臣認定制度の運用実態を参考としつつ、まがりかどや電停付近等における円滑かつ安全な交通の確保について関係部局とともに検証し、規定の弾力化について検討して参りたい。

